

事務連絡  
令和6年4月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

### 地域の実情に応じた自家用有償旅客運送に係る運送の対価の設定方法について

自家用有償旅客運送に係る運送の対価の設定方法については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）2. (2)①において、運送の対価については、距離制、時間制又は定額制の中から選択することを原則としているところ、今般、同通達2. (3)②ホを新設して、これらのいずれかを選択した上で、需給の変動に対応する観点から、対価の額を変動させることも可能である旨明記したところである。

今般、この場合の基本的な考え方を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては遺漏のないよう取り扱われたい。

### 記

1. 自家用有償旅客運送の実施主体は、通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、対価の額を設定することが可能である。
2. 対価を変動させる方法としては、リアルタイムに変動する対価を設定する方法、又は、時間帯や条件によって変動する対価を設定する場合のいずれかの方法が考えられる。
3. 一定期間において、自家用有償旅客運送によって收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに地域公共交通会議で確認することとする。

以上